

閣情第423号  
平成24年9月26日

## 行政文書開示等決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

理事長 新海 聡 様

内閣情報官

北村 滋



平成24年3月26日付け行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称：情報公開法関係（平成18～23年度）（行政文書ファイル管理簿：内閣情報調査室分）に綴られた文書）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

なお、本件開示請求は法第11条を適用しており、平成24年5月28日付け閣情第263号で一部先行して開示しております。

### 記

#### 1 開示する行政文書の名称

- (1) 平成18年8月7日付開示請求に関する文書（閣情第294号）
- (2) 平成18年9月11日付開示請求に関する文書（閣情第318号）
- (3) 平成18年12月23日付開示請求に関する文書（閣情第3号）
- (4) 平成19年1月23日付開示請求に関する文書（閣情第25号）
- (5) 平成19年3月2日付開示請求に関する文書（閣情第149号）
- (6) 平成20年2月21日付開示請求に関する文書（閣情第135号）
- (7) 平成20年3月28日付開示請求に関する文書（閣情第194号）
- (8) 平成21年6月8日付閣情第230号に関する文書
- (9) 平成21年12月2日付開示請求に関する文書（閣情第503号）
- (10) 平成21年12月2日付開示請求に関する文書（閣情第504号）
- (11) 平成22年9月16日付開示請求に関する文書（閣情第363号）
- (12) 平成22年12月19日付開示請求に関する文書（閣情第4号）
- (13) 平成23年2月21日付開示請求に関する文書（閣情第161号）
- (14) 平成23年7月15日付開示請求に関する文書（閣情第317号）
- (15) 平成23年8月11日付開示請求に関する文書（閣情第334号）

- (16) 平成23年10月27日付開示請求に関する文書 (閣情第447号)
- (17) 平成23年11月17日付開示請求に関する文書 (閣情第470号)
- (18) 平成23年12月11日付開示請求に関する文書 (閣情第3号)
- (19) 平成23年12月13日付開示請求に関する文書 (閣情第11号)
- (20) 平成24年2月13日付開示請求に関する文書 (閣情第125号)

## 2 不開示とした部分とその理由

上記(1)中、

開示請求人の住所、氏名及び電話番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

上記(2)中、

開示請求人の住所、氏名、電話番号及びFAX番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室及び内閣衛星情報センターの課長相当職未満の職員の氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣衛星情報センターの組織の詳細な構成については、これを公にすることにより、情報収集衛星の運用体制を類推され、内閣衛星情報センターの事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

上記(3)中、

開示請求人の住所、氏名及び電話番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の内線番号については、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

上記（４）中、

開示請求人の住所、氏名及び電話番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第５条第１号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第５条第１号、第３号及び第６号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の内線番号については、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第５条第３号及び第６号に該当するため不開示とした。

上記（５）中、

開示請求人の住所、氏名、電話番号及びFAX番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第５条第１号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第５条第１号、第３号及び第６号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の内線番号については、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第５条第３号及び第６号に該当するため不開示とした。

政府の関心事項についての情報収集体制の現状に係る具体的かつ機微な内容が記載されている部分については、公にすることにより、敵対する勢力からの妨害や対抗措置等を容易ならしめ、ひいては内閣情報調査室を始めとする政府全体が行う今後の情報収集に支障を来すおそれがあることから、法第５条第６号に該当するため不開示とした。

政府における情報の共有や、秘密保全法制に関する検討の対象とされた事項についての具体的な内容が記載されている部分については、引き続き検討が行われている事項であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第５条第５号に該当するため不開示とした。

上記（６）中、

開示請求人の住所、氏名、電話番号及びFAX番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第５条第１号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支

障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の内線番号については、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

政府の関心事項についての情報収集体制の現状に係る具体的かつ機微な内容が記載されている部分については、公にすることにより、敵対する勢力からの妨害や対抗措置等を容易ならしめ、ひいては内閣情報調査室を始めとする政府全体が行う今後の情報収集に支障を来すおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため不開示とした。

政府における情報の共有や、秘密保全法制に関する検討の対象とされた事項についての具体的な内容が記載されている部分については、引き続き検討が行われている事項であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号に該当するため不開示とした。

上記(7)中、

開示請求人の住所、氏名及び電話番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

政府の関心事項についての情報収集体制の現状に係る具体的かつ機微な内容が記載されている部分については、公にすることにより、敵対する勢力からの妨害や対抗措置等を容易ならしめ、ひいては内閣情報調査室を始めとする政府全体が行う今後の情報収集に支障を来すおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため不開示とした。

政府における情報の共有や、秘密保全法制に関する検討の対象とされた事項についての具体的な内容が記載されている部分については、引き続き検討が行われている事項であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号に該当するため不開示とした。

上記(8)中、

開示請求人の住所、氏名、電話番号及びFAX番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、

法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の内線番号については、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

政府の関心事項についての情報収集体制の現状に係る具体的かつ機微な内容が記載されている部分については、公にすることにより、敵対する勢力からの妨害や対抗措置等を容易ならしめ、ひいては内閣情報調査室を始めとする政府全体が行う今後の情報収集に支障を来すおそれがあることから、法第5条第6号に該当するため不開示とした。

政府における情報の共有や、秘密保全法制に関する検討の対象とされた事項についての具体的な内容が記載されている部分については、引き続き検討が行われている事項であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号に該当するため不開示とした。

上記(9)中、

開示請求人の住所、氏名及び電話番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の内線番号については、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

上記(10)中、

開示請求人の住所、氏名及び電話番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の内線番号については、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

上記(11)中、

開示請求人の住所、氏名及び電話番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室及び内閣衛星情報センターの課長相当職未満の職員の所属、氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室及び内閣衛星情報センターの内線番号については、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の班以下の業務体制については、公にすることにより、同室がどのような体制で情報の収集・分析・保全等の業務を行っているかが推察され、敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣衛星情報センターの組織の詳細な構成については、これを公にすることにより、情報収集衛星の運用体制を類推され、内閣衛星情報センターの事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

庁内LANシステムにおける情報セキュリティ対策に係るソフトウェア等に関する製品名、メーカー等を記載した部分については、公にすることにより、情報システムの防御能力等が判明し、当該システムに対する攻撃が容易になるなど、我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、内閣情報調査室の情報管理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

上記(12)中、

開示請求人の住所、氏名及び携帯電話番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の所属、氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の内線番号については、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

安全保障に関する秘密が漏洩された場合の対応についての内容が記載されている部分については、公にすることにより、不当な目的を持った者の働きかけにより秘密の漏洩を引き起こすなど、我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、秘密の漏洩工作が惹起されるなど、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第3号及び第4号に該当するため不開示とした。

我が国において現に実施されている秘密取扱者適格性確認制度の具体的な内容が記載されている部分については、公にすることにより、他国機関等から対抗・妨害措置を講じられ、我が国の安全が害されるおそれ及び内閣情報調査室を含む政府の情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

秘密保全法制の在り方に関する関係省庁相互間における審議、検討若しくは協議の対象とされた事項についての具体的な内容が記載されている部分については、引き続き検討が行われている事項であって、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあること、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、それにより今後関係省庁との検討に支障が及ぶと当室の所掌事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第5号及び第6号に該当するため不開示とした。

警察庁の警部又は同相当職以下の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することができるとともに、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第1号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

公安調査庁の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、調査対象団体により人物を特定されるおそれがあり、同人に対する調査対象団体による働き掛けの危険性が高まるため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ及び事務の適切な遂行に支障をもたらすおそれがあることから、法第5条第1号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

外務省の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することができるとともに、我が国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、事務又は事務の適切な遂行に支障をもたらすおそれがあることから、法第5条第1号、第3号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

上記(13)中、

開示請求人の住所、氏名及び携帯電話番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の所属、氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の内線番号については、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひ

いては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

情報漏洩問題で処分を受けた元内閣情報調査室職員に対する、警察当局による捜査に関する内容が記載されている部分については、公にすることにより、特定の個人を識別されるおそれがあるとともに、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第1号及び第4号に該当するため不開示とした。

当該被処分者の氏名、生年月日、俸給、海外渡航歴及び経歴並びに外国政府機関職員の氏名については、公にすることにより、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

当該被処分者の監督責任者の勤務時期については、公にすることにより、当該被処分者の経歴から類推して特定の個人を識別されるおそれがあることから、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の班以下の業務体制については、公にすることにより、同室がどのような体制で情報の収集・分析・保全等の業務を行っているかが推察され、敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

当該被処分者と外国政府機関職員の接触日時及び場所並びに当該被処分者と外国政府機関職員の間での具体的なやり取り及びその頻度のほか、当該被処分者が受領した金銭の消費先に関する内容が記載されている部分については、公にすることにより、不当な目的を持った者の働きかけにより秘密の漏洩を引き起こすなど、我が国の安全が害されるおそれがあるとともに、秘密の漏洩工作が惹起されるなど、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第3号及び第4号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の職員の俸給については、公にすることにより、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の職員の自宅及び携帯電話の電話番号については、公にすることにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるとともに、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

上記(14)中、

開示請求人の住所、氏名及び携帯電話番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の所属、氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の内線番号については、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひ

いては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

我が国や他国におけるセキュリティクリアランス制度の具体的な内容が記載されている部分については、公にすることにより、情報提供元である当該国との信頼関係が損なわれるおそれがあること、他国機関等から対抗・妨害措置を講じられ、我が国の安全が害されるおそれがあること、当室を含む政府における情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

我が国行政機関の情報保全システムに関する具体的な内容が記載されている部分については、公にすることにより、他国機関等から対抗・妨害措置を講じられ、我が国の安全が害されるおそれがあること、不当な目的を持った者の働きかけにより秘密の漏洩を引き起こすなど、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあること、当室を含む政府における情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第3号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

情報保全システムに関する有識者会議の構成員である有識者の説明資料のうち、公表前の研究内容等の研究成果については、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあること、他国機関等から対抗・妨害措置を講じられ、我が国の安全が害されるおそれがあること、不当な目的を持った者等の働きかけにより秘密の漏洩を引き起こすなど、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあること、他国機関等からの対抗・妨害措置あるいは不当な目的を持った者等の働きかけによる秘密の漏洩等により、当室を含む政府における情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、今後同様の検討を行う場合に有識者の間で情報等の提供を躊躇することが懸念されるなど、当室の行う事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第1号、第3号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

情報保全システムに関する有識者会議の構成員である有識者の説明資料のうち、外部に内容を公開しない前提で任意に提供されたものについては、公にすることにより、有識者が属する法人の正当な利益を害するおそれがあること、他国機関等から対抗・妨害措置を講じられ、我が国の安全が害されるおそれがあること、不当な目的を持った者等の働きかけにより秘密の漏洩を引き起こすなど、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあること、他国機関等からの対抗・妨害措置あるいは不当な目的を持った者等の働きかけによる秘密の漏洩等により、当室を含む政府における情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること、今後同様の検討を行う場合に有識者の間で情報等の提供を躊躇することが懸念されるなど、当室の行う事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第2号、第3号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

上記(15)中、

開示請求人の住所、氏名、電話番号及びFAX番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の所属、氏名、印影及び携帯電話番号については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う

情報収集活動に対して敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の班以下の業務体制については、公にすることにより、同室がどのような体制で情報の収集・分析・保全等の業務を行っているかが推察され、敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の構成員である各委員の印影、通知送付先住所、謝金、謝金振込先口座等の個人に関する情報が記載されている部分については、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

我が国や他国におけるセキュリティクリアランス制度の具体的な内容が記載されている部分については、公にすることにより、情報提供元である当該国との信頼関係が損なわれるおそれがあること、他国機関等から対抗・妨害措置を講じられ、我が国の安全が害されるおそれがあること、当室を含む政府における情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

秘密保全法制に関する関係省庁相互間における審議、検討若しくは協議の具体的な内容が記載されている部分については、現在も政府において引き続き法案化作業が進められており、公にすることにより、国民の間に未成熟な情報に基づく混乱を不当に生じさせるおそれがあり、また、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、それによって今後の法案化作業に支障が及ぶなど、当室の所掌事務の遂行に支障を及ぼすおそれもあることから、法第5条第5号及び第6号に該当するため不開示とした。

行政機関の電話番号、FAX番号、電子メールアドレスのURL及び電子メールアドレスについては、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を及ぼすなど、各行政機関が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれや、ひいては我が国の安全が害されるおそれや、公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第3号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

警察庁の警部又は同相当職以下の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することができるとともに、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第1号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

公安調査庁の課長相当職未満の職員の氏名及び個人を識別できる情報が記載されている部分については、公にすることにより、調査対象団体により人物を特定されるおそれがあり、同人に対する調査対象団体による働き掛けの危険性が高まるため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ及び事務の適切な遂行に支障をもたらすおそれがあることから、法第5条第1号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

外務省の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別できるとともに、我が国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、事務又は事務の適切な遂行に支障をもたらすおそれがあることから、法第5条第1号、第3号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

防衛省の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別できるとともに、所掌事務の性質上、敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

上記(16)中、

開示請求人の住所、氏名、電話番号及びFAX番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の所属、氏名、印影及び携帯電話番号については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

行政機関の電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスについては、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を及ぼすなど、各行政機関が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

各委員の謝金に関する情報が記載されている部分については、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法第5条第1号本文に該当するため不開示とした。

我が国の情報保全システムの現状や情報保全システムに係る施策の実施計画に関する内容が記載されている部分については、公にすることにより、他国機関等から対抗・妨害措置を講じられ、当室を含む政府における情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

上記(17)中、

開示請求人の住所、氏名及び携帯電話番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の所属、氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の内線番号については、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に

該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の班以下の業務体制については、公にすることにより、同室がどのような体制で情報の収集・分析・保全等の業務を行っているかが推察され、敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

上記(18)中、

開示請求人の住所、氏名及び電話番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の所属、氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の内線番号については、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

特別な管理を行う対象とする情報の人的管理の体制、カウンターインテリジェンスに関する情報の収集、分析及び共有の体制、各行政機関の職員が外国情報機関の不審動向の対象となった場合又はそのおそれがある場合の対応要領等が具体的かつ詳細に記載されている部分については、公にすることにより、我が国政府全体のカウンターインテリジェンスに係る情報保全態勢、能力等が推察され、各行政機関の職員等から不正に情報を入手しようとする外国情報機関等による情報収集活動を容易ならしめるなど、我が国政府全体の情報保全に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。

上記(19)中、

開示請求人の住所、氏名及び携帯電話番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の所属、氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の内線番号については、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

我が国において現に実施されている秘密取扱者適格性確認制度の具体的な内容が記

載されている部分については、公にすることにより、他国機関等から対抗・妨害措置を講じられ、我が国の安全が害されるおそれ及び内閣情報調査室を含む政府の情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

秘密保全法制の在り方に関する関係省庁相互間における審議、検討若しくは協議の対象とされた事項についての具体的な内容が記載されている部分については、引き続き検討が行われているのであって、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあること、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、それにより今後関係省庁との検討に支障が及ぶと当室の所掌事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第5号及び第6号に該当するため不開示とした。

上記(20)中、

開示請求人の住所、氏名及び電話番号については、特定の個人を識別できる情報であり、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室及び内閣衛星情報センターの課長相当職未満の職員の所属、氏名及び印影については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う所掌事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の内線番号については、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣衛星情報センターの組織の詳細な構成については、これを公にすることにより、情報収集衛星の運用体制を類推され、内閣衛星情報センターの事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

### 3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 \*同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法の中から、希望する方法で開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
A 4 判文書 3571枚 (内訳) 白黒 2475枚 カラー 1096枚	①閲覧	100枚までにつき 100円	3600円	3300円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき 10円	35710円	35410円
	③複写機によりカラーで複写したものの交付	カラー1枚につき 20円	46670円	46370円
	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	35910円 (CD-R2枚)	35610円 (CD-R2枚)

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(注) CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：平成24年10月2日から平成24年12月2日まで（行政機関の休日を除く。）

時：10：00から17：00まで（12：00～13：00を除く。）

場所：内閣府庁舎1階情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料：500円（ゆうパック）※CD-Rの場合は140円の見込み

\* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111（内線83406）